

中川村農業資材等価格高騰対策支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び農業資材の高騰等の影響を受け、営農に大きな影響が生じている農業者に対し、予算の範囲内において中川村農業資材等価格高騰対策支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による認定を受けた者をいう。
- (3) 税申告 法人税法（昭和40年法律第34号）第74条による確定申告、所得税法（昭和40年法律第33号）第120条による確定所得申告及び地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2による市町村民税の申告をいう。
- (4) 法人 法人税法第2条第3号に規定する内国法人をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付を受けることができる農業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者であって、今後も営農を継続する意思がある者とする。

- (1) 令和5年税申告（農業法人にあつては、第5条に規定する交付金の交付申請を行う直前の事業年度における税申告とする。以下同じ。）をした者（令和5年税申告をした者の農業経営を承継した者を含む。）のうち、農業所得がある者又は認定農業者若しくは認定新規就農者のうち、青色申告を行った者。
- (2) 村内に主たる事業所を有する農業法人又は村内に住所を有する個人であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 申請時において、納期限が到来している村税、その他義務的納付金に未納がない者であること。

(交付額等)

第4条 交付金の交付額は、令和5年税申告にて農業に係る経費として申告したもののうち、肥料費、農薬費、諸材料費、動力光熱費（農業法人にあつては、肥料費、農薬費、諸材料費、動力光熱費に相当する額）を加えて得た額とその前年の税申告にて農業に係る経費として申告したもののうち、肥料費、農薬費、諸材料費、動力光熱費（農業法人にあつては、肥料費、農薬費、諸材料費、動力光熱費に相当する額）を加えて得た額の差額を別表の左欄に掲げる額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、令和5年から営農を開始した者については、令和5年税申告にて農業に係る経費として申告したもののうち、肥料費、農薬費、諸材料費、動力光熱費を加えて得た額により区分するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による交付金の交付は、1交付対象者につき当該年度において1回限りとし、同一交付対象者が複数の事業所を有する場合には、所有する事業所のうちから1つを申請するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、他市町村による同様の交付金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費は、交付金の対象経費としない。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者は、中川村農業資材等価格高騰対策支援交付金交付申請書(様式第1号)及び請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 令和5年農業決算に係る税申告書類の写し
- (2) 令和4年農業決算に係る税申告書類の写し
- (3) 農業法人にあつては直近2期の農業決算に係る税申告書類の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和6年3月15日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは、中川村農業資材等価格高騰対策支援交付金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、交付しないものと決定したときは、中川村農業資材等価格高騰対策支援交付金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 村長は、第1項の規定により決定した交付金の額を変更したときは、中川村農業資材等価格高騰対策支援交付金変更交付決定兼確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年1月22日から適用する。

失 効

この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付金の交付の決定を受けた者における第7条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

肥料費、農薬費、諸材料費、動力光熱費の 合計の差額	交付額
1万円以上10万円未満	1万円
10万円以上100万円未満	5万円
100万円以上200万円未満	10万円
200万円以上300万円未満	20万円
300万円以上500万円未満	30万円
500万円以上1,000万円未満	50万円
1,000万円以上	100万円